

ゴルフ場事業者 各位

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会  
公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会

## 「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」改定（第 8 版）

平素より、新型コロナウイルス感染防止対策の推進にご協力を賜り、感謝申し上げます。

ゴルフ場業界としての「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」は、有識者や関係省庁の助言等を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、業務内容に適合した見直しを適宜行ってまいりました。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」に基づき、感染防止ガイドラインをより効果的・効率的なものにすべく、下記の点の見直しを行うことに致しました。

- マスクを外してよい場面の記載と徹底。
- 「身体的距離の確保」＝「人と人とが触れ合わない距離での間隔」
- 「共用部の消毒」は、「業態を踏まえた適度な頻度で実施」
- 職場での検査に限らず、「健康フォローアップセンター等」に連絡する対応も可能。

尚、「高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めないこととされた」ことから、利用者等の入場時の連絡先把握は必要がなくなした。

また、「COCOA 登録の記載」については、年内を目処に機能を停止する予定のため、削除しました。

年末から年始にかけての新型コロナウイルス感染状況は、過去 2 年間と同様に急激な拡大が懸念されておいため、再度、感染防止ガイドラインの遵守をお願い申し上げる次第です。

尚、コロナ禍におけるゴルフ場利用者数は、感染対策による規制や自粛によって生じた身体的・精神的ストレスを解消したいとのニーズによって、広域移動を伴わず感染リスクの低い自然環境の中で家族や仲間と楽しめるレジャーとして評価され、増加しました。

この結果は、ゴルフ場関係各位の感染対策の賜物と衷心より御礼を申し上げます。

必須項目は、アンダーラインで表示します。(チェック欄: )

## ゴルフ場従業員の「新型コロナウイルス感染防止対策」

### 【目的】

- ◆ 従業員一人一人の健康リテラシーの向上による「新型コロナウイルス感染症対策」が、本人を含めた大切な人の命を守ることになるとの共通認識を会社と従業員が共有する。
- ◆ 日常的な健康管理（個人情報管理を厳守し、体温測定記録や体調の告知記録等）を時系列的に記録し、会社と従業員の双方が共有することにより、体調の変化等に早期に的確な対応が可能となるようにする。
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症」の予防措置としての行動変容を理解させ、日常の業務遂行時の行動の習慣化を図る。

### 【具体的施策チェックリスト】

#### 1. 日常の健康管理と対処方針

- 健康管理に万全を期すため、毎日の「体温測定」と「体調記録（自己診断で可）」を「記録管理」する。（個人情報として、厳格に管理することを前提に社内のコンセンサスを得る）
- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱や倦怠感、咽頭痛、咳など軽度の体調不良を訴えた場合は、抗原簡易キットを活用した検査を促し、陽性の高い場合は、自宅で休養し、出社を控えることや、速やかに医療機関の診療を受けることを勧める。  
自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能であることを伝達する。  
抗原簡易キットの購入について（※3）
- 発熱等の風邪症状の自覚を感じた場合は、直ちに報告させ、休暇を取得するよう勧める。  
ルール化すると共に職場風土を醸成する。
- 通勤手段や時間帯等について相談の上、配慮する。（車や自転車通勤の奨励する）
- 安全衛生委員会、衛生委員会等において会社と感染予防策を協議し、会社と従業員の意志疎通を図るとともに、必要な予防策は躊躇なく実施する。

#### 2. 業務遂行に関しての服務規律

- 「手洗い・手指消毒」を一定時間内や必要に応じて励行するよう習慣化する。
- 「マスク着用」（※1）を励行させ、「咳エチケット」の習慣化する。
- ユニホーム等の洗濯は、こまめに実施する。

#### 3. 執務室、休憩スペース、従業員用トイレ等の使用注意と管理

- 執務室等の机・椅子・パソコン・電話・コピー機等は、定期的に消毒を実施する。  
特に、業務終了後、他の人と共用するテーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・ドアノブ等は、業態を踏まえた適度な頻度で消毒する。
- 休憩スペースにおける行動も注意する。気が緩む場所だけに特に注意が必要。  
（具体的）従業員同士でも「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保するよう努める。  
休憩室の換気は常に実施する。（※2）「大声を控える」旨の掲示と周知を行う。  
休憩時間の取得を工夫し、密接にならないよう留意する。  
飲食時は、対面にならないようにし、会話も控える。  
共有する物品（テーブル、椅子等）は、業態を踏まえた適度な頻度で消毒を実施する。（※4）  
入退出前後に手洗いをを行う。

- 従業員用トイレの清掃にも配慮する。  
座面は、使用の都度消毒を実施し、次の使用者に配慮する。  
「ペーパータオル」「個人用タオル」を使用する。  
床面を清掃消毒する。

#### 4. 罹患者が発生した場合の対処方針を事前に確認

- 同一世帯内で感染者が発生した場合は、全ての同居者が保健所によって濃厚接触者と特定される。待機期間は、原則5日間（6日目解除）だが、2・3日目の「抗原簡易キット」で陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することが可能。尚、解除後も7日目までは感染対策の徹底を継続する。同居者が罹患した場合は、直ちに所属長に報告を行い、休暇取得等を実施する。
- 従業員が陽性者等であると判明した場合は、速やかに会社に報告する。  
(会社の健康情報の取扱いについては、必要最小限の関係者に限るものとする。)
- 会社は保健所との連絡担当者を決定し、保健所との連携が必要となった場合に備える。  
(陽性者の勤務状況、座席表、フロアの見取り図を準備)

#### 【注記】

##### ※1 「マスク着用」について

【参照】厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。

「マスク着用」 室内・・・「体的距離の確保」がとれない場合

「体的距離の確保」がとれるが、会話を行う場合。

室外・・・「体的距離の確保」がとれずに、会話を行う場合。

着用方法については、厚生労働省 HP「国民の皆様へ(新型コロナウイルス感染症)」参照。

##### ※2 換気徹底による密閉回避・保温

- ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底

(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)

換気に加えて、CO2 測定装置の設定(室内の複数個所に測定し、換気が不十分となりやすい場所)と常時モニター(1,000ppm 以下)の活用を検討。

##### ※3 抗原簡易キットの購入にあたって

抗原定性検査については、厚生労働省の薬事承認した抗原検査キットを利用する。また、厚生労働省の Web サイト「新型コロナウイルス感染症に関する検査について」等を参照のこと。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00132.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.html)

##### ※4 消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

## ゴルフ場運営・管理上の「新型コロナウイルス感染防止対策」

### 【目的】

- ◆ 「三つの密」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「レストラン」について、回避方法を示す。
- ◆ 「人と人との接触」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「ロッカールーム」について、回避方法を示す。
- ◆ ゴルフ場特有の施設としての「乗用カート」により感染拡大が発生しないよう、防止対策を示す。
- ◆ 「クラブハウス」及び「ゴルフコース」内での感染拡大防止対策を示す。

### 【具体的施策チェックリスト】

#### 1. 「ロッカールーム」及び「フロント受付」・・・人と人との接触防止

- 「ロッカールーム」や「フロント受付」における「人と人との接触を防止」には、予約時間（スタート時刻）の間隔が決め手となるため、通常時よりもスタート間隔を拡大した営業政策が必要。
- 「フロント受付」については、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を明示する。
- プレー代金の精算は、「自動精算機」の使用を奨励する。  
対面の場合は、出来るだけ「クレジットカード」や「電子マネー」での精算をお願いする。
- 「使用ロッカー」をスタート時刻に応じて間隔を取るなど工夫を行い、接触機会を大幅に少なくする。また、プレーヤー同士のロッカー室内での会話を自粛するよう要請する。

#### 2. クラブハウスの管理・清掃等で実行すべき事項

- クラブハウスは、窓を開放して定期的に換気を実施する。(※2)  
寒冷な場面では、室温が下がらない範囲で常時窓を少し開ける等の工夫をすること。
- 可能な限り、消毒液をプレーヤーの導線に沿ったポイント「玄関・コースへの出入り口・トイレ食堂・ロッカールーム出入り口」に設置する。
- 不特定多数が接触する箇所(テーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・貴重品ボックス等)は、定期的に消毒作業を実施する。(※4)
- トイレの清掃
  - ・便器清掃は、定時巡回清掃を実施。(便器内については通常清掃で可)
  - ・個人用ハンドタオル、ペーパータオルを設置する。
- ロビー等のパブリックスペース
  - ・「人と人が触れ合わない距離での間隔」が出来るように設置する。
  - ・常時換気を行う。(※2)
  - ・テーブル・椅子等、不特定多数が接触する箇所は業態を踏まえた適度な頻度で消毒する。
- ゴミの廃棄
  - ・鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
  - ・回収作業従事者は、マスクを着用する。
  - ・作業終了後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。 ・ゴミの回収は、定期的実施する。
- クラブハウスの未使用箇所は、不要な立ち入りが無いよう閉鎖する。

#### 3. 浴室・脱衣室を使用する場合、実行すべき事項

- プレーヤー同士の浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- 浴室・浴槽・脱衣室における「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保するよう注意を促す。
- 脱衣室・浴室の定期的な換気を実施する。(※2)
- 脱衣籠(脱衣棚)等の備品は、業態を踏まえた適度な頻度で消毒する。
- 風呂桶などの共用する備品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- 化粧品・ブラシ等は持参するよう要請する。

#### 4. レストランを営業する場合、実行すべき事項（直近の感染状況から、特に注意が必要）

- テーブル・椅子を減少し、「人と人が触れ合わない距離での間隔（飲食時は1m）」を確保する。
- 常時換気のために適切な空調設備を活用する。（※2）
- テーブル・椅子・調味料等の容器・メニュー等の手の触れる箇所は業態を踏まえた適度な頻度で消毒を実施する。
- 「大声を控える」旨の掲示と周知を行う。会話を行う場合は、「マスク着用」（※1）
- 過度な飲酒に気を付けるよう周知する。

#### 5. 乗用カート

- 乗用カートの消毒は、使用後に実施する。

#### 6. その他の事項

- 「スコアカードホルダー」は、使用後に清拭消毒する。
- 「スコア記入用鉛筆」、「使い捨てプラスチックマーカー」等、当日使用分は破棄する。
- 「レンタルクラブ」、「レンタルシューズ」は、使用後に消毒を実施する。
- 新型コロナウイルス感染防止対策を定期的に館内放送やポスター掲示などで広報する。
- 送迎バス等営業で使用する車両内の「常時換気又はこまめな換気」、「消毒」を実施する。

#### 【注記】

※1 「マスク着用」について

【参照】厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。

「マスク着用」 室内・・・「体的距離の確保」がとれない場合

「体的距離の確保」がとれるが、会話を行う場合。

室外・・・「体的距離の確保」がとれずに、会話を行う場合。

着用方法については、厚生労働省 HP 「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

※2 換気徹底による密閉回避・保温

・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底

（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）

換気に加えて、CO2測定装置の設定（室内の複数個所に測定し、換気が不十分となりやすい場所）と常時モニター（1,000ppm以下）の活用を検討。

※4 消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。



## プレーヤーに協力を要請する「新型コロナウイルス感染防止対策」

### 【目的】

- ◆ ゴルフ場における「新型コロナウイルス感染症対策」の成功は、ゴルフプレーヤーの感染拡大防止に向けた理解と協力が必要不可欠。
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症」の予防措置として、ゴルフプレーヤーの方々にも従来と違うサービスの提供と成らざるを得ないことを理解して頂く。

### 【具体的施策チェックリスト】

#### 1. 入場制限事項の明確化と告知

- 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を防止するために、しばらくの間、以下の点を遵守の上、ご来場頂くようホームページ等で事前告知を実施する。入場時に検温を実施する。

#### 【謝絶事由】

発熱等の風邪の症状がある方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方、咳、痰、胸部不快感のある方、臭覚・味覚に異常があると感じている方は、プレーの自粛をお願いするケースがある。  
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や同居のご家族や身近な知人に「新型コロナウイルス感染症」の感染が疑われる方がいる場合は入場をお控えいただくケースがある。

#### 2. 入場後の依頼事項

- ゴルフ場入場時、昼食時、プレー終了後は、「手洗い・手指消毒」を徹底するよう依頼する。
- 「ロッカールーム」では、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するよう努め、会話の自粛を要請する。
- 発熱等の風邪症状がプレー中に生じた方は、プレーの中断を依頼するケースがあることを事前告知しておく。（不安の方はお申し出により、非接触型の体温計により検温を実施する。）
- 来場の際は、「マスク着用」（※1）を依頼。プレー中は、マスクの携帯を依頼する。
- 複数人でのプレーの場合、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を常にとり、会話を控えるか「マスク着用」（※1）を依頼する。特に危険回避のために大きな声を出す場合に備え、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保しておくこと。
- 「乗用カート」は、乗車中の会話を控えるか、会話する場合は、「マスク着用」（※1）を要請する。
- 送迎バス等営業で使用する車両内での①対人距離の確保、②「マスクの着用」（※1）を要請する。

#### 3. 「新型コロナウイルス感染症」対策として従業員の接遇について

- 従業員は、「マスク着用」（※1）の上、感染予防に必要とされる「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保の上、業務を遂行させて頂くことを事前告知しておく。
- キャディーは、原則「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保の上、サービスをさせて頂くことを事前告知しておく。

### 【注記】

#### ※1 「マスク着用」について

【参照】厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。

「マスク着用」 室内・・・「体的距離の確保」がとれない場合

「体的距離の確保」がとれるが、会話を行う場合。

室外・・・「体的距離の確保」がとれずに、会話を行う場合。

着用方法については、厚生労働省 HP 「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」参照。